
今月のテーマ 報酬・料金等の源泉徴収事務

弁護士・税理士などの士業に報酬や料金を支払う際に、所得税を源泉徴収する場合があります。また原稿執筆を依頼した先からの請求書に所得税をマイナスして振込む旨のメモがある場合もあります。給与計算では馴染みのある所得税の源泉徴収ですが、今回は報酬・料金を支払った際の源泉徴収についてご紹介いたします。

1. 報酬・料金等の源泉徴収義務者

居住者に対して、日本国内において源泉徴収の対象となる報酬・料金等（以下、「報酬等」といいます）の支払をする法人や個人は、その報酬等を支払う際に所得税及び復興特別所得税（以下、「所得税等」といいます）を源泉徴収しなければなりません。ただし、個人で次のいずれかに当てはまる場合には、ホステスなどに支払う報酬等を除いて源泉徴収する必要はありません。

- ① 常時2人以下のお手伝いさんのような家事使用人にだけ給与や退職金を支払っている人
- ② そもそも給与や退職金の支払がない人で、税理士報酬などの報酬・料金を支払っている人

※「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する「個人」を言います。

2. 報酬等の範囲及び源泉徴収税額

源泉徴収する必要がある報酬等の具体例をいくつかご紹介いたします。

支払先	内容	源泉徴収税額	類似するが報酬等に該当しないもの
作家	原稿料	原則 報酬等の額×10.21%	懸賞応募作品の選稿料・審査料
デザイナー	グラフィックデザイン、広告デザイン等		字や絵等の看板作成料
写真家	写真掲載料		
特許権・商標権の所有者	特許権使用料等	※1回に支払われる金額が100万円を超える場合、その超える部分については20.42%	
セミナー講師	講演料		テレビやラジオのモニターに払う報酬
翻訳家	翻訳料		通訳にかかる報酬
弁護士・税理士などの士業	業務報酬		※業務に関する全てが報酬等に該当

表中以外の報酬等に対する源泉徴収税額の計算については、[国税庁 HP の表](#)をご覧ください。

3. 注意事項

- ① 支払を受ける者が団体組織である場合
支払を受ける者が、法人税を納める義務があることや定款等から団体として独立して存在していることが明らかな場合は法人として取り扱いますので、その支払った報酬について源泉徴収は不要となります。
- ② 交通費や宿泊費などの実費負担
報酬等の支払者が通常必要な範囲内の交通費、宿泊費等を交通機関やホテル等に直接支払う場合には、それらの金額は報酬等に含めないことができ、源泉徴収は不要となります。
- ③ 現物給付
金銭ではなく、物品で支払う場合も報酬等に含まれます。
- ④ 消費税等の取扱い
報酬等が税込金額の場合、原則として税込金額が源泉徴収の対象となります。ただし、請求書などで報酬等の金額と消費税等の金額が明確に区分されている場合は、税抜金額を源泉徴収の対象とすることもできます。